

(別紙)

新 旧 対 照 表

(下線部分は改正部分)

○ 独立行政法人住宅金融支援機構令和4年度年度計画 (抄)

改 正 後	改 正 前
<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 住宅資金融通等事業</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 住宅のエネルギー消費性能の向上を図るため、省エネ改修工事に対するリフォーム融資を行う。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 高齢者がバリアフリー工事、<u>省エネ改修工事</u>、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済特例制度の周知を図り、同制度の活用を促進する。</p> <p>また、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を行う。</p> <p><u>⑦～⑱</u> (略)</p> <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 デジタル化の推進</p> <p>①・② (略)</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 住宅資金融通等事業</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 高齢者がバリアフリー工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済特例制度の周知を図り、同制度の活用を促進する。</p> <p>また、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を行う。</p> <p><u>⑥～⑱</u> (略)</p> <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 デジタル化の推進</p> <p>①・② (略)</p>

③ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

6 （略）

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1・2 （略）

3 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項に規定する積立金の使途

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第18条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第11号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第三期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。

4 その他中期目標を達成するために必要な事項

(1)～(4) （略）

(5) 情報管理

① 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、安全管理措置の実施等個人情報の適正な管理等を行うとともに、適正かつ円滑な情報公開を行う。

② 役職員に対する研修や点検を実施することにより、個人情報の保護に関する法律、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等に基づいた個人情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。

(6)～(8) （略）

（新設）

6 （略）

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1・2 （略）

3 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項に規定する積立金の使途

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第18条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第10号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第三期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。

4 その他中期目標を達成するために必要な事項

(1)～(4) （略）

(5) 情報管理

① 独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、安全管理措置の実施等個人情報の適正な管理等を行うとともに、適正かつ円滑な情報公開を行う。

② 役職員に対する研修や点検を実施することにより、個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年総管情第85号総務省行政管理局長通知）等に基づいた個人情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。

(6)～(8) （略）

